

2 就労条件調査 年次有給休暇の取得率が低下

厚生労働省は10月15日、平成27（2015）年の「就労条件総合調査」結果を発表した。同調査は、民間企業における就労条件（労働時間制度、定年制、賃金制度等）の現状を明らかにするため、毎年1月に実施しているもの。それによると、平成26年（または平成25会計年度）の1年間における、年次有給休暇の取得日数は8.8日で、取得率は47.6%とともに前年より低下した。同省では、「政府が掲げる年次有給休暇の取得目標（2020年までに70%）の達成に向けては、さらなる対策が必要になる」としている。

会社組織以外の民営法人も調査

同調査は、16大産業に属する常用労働者30人以上の民営法人から、産業、企業規模別に一定の方法で抽出した6,302社を対象に実施し、4,432社（有効回答率70.3%）から得た有効回答を集計した。対象はこれまで、「会社組織の民営企業」に限定していたが、「会社組織以外の民営法人（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等）」の増加に伴い、今回から含まれるようになった点に留意が必要である。結果として「金融業、保険業」や「教育、学習支援業」「医療、福祉」等で同法人の占める割合が大きくなり、「会社組織以外の法人」が全体に占める割合は17.0%となっている。

年次有給休暇の取得日数は8.8日

年次有給休暇の取得状況について、主な結果をみると、平成26年（または平成25会計年度）の1年間に、企業が付与した年次有給休暇の日数（繰

越日数を除く）は、労働者一人平均18.4日に対し、労働者が取得した日数は8.8日で、取得率は47.6%となった。これを前回調査と比較可能な形でみると、労働者一人平均の付与日数が18.5日に対し、取得日数は8.8日で、取得率は47.3%と算出される。前回調査では、同順に18.5日、9.0日、48.8%だったので、取得日数、取得率とも前年より低下した格好になる。

取得率を主な属性別にみると、規模別では1,000人以上が52.2%に対し、300~999人が47.1%、100~299人が44.9%、30~99人が43.2%。業種別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（69.8%）や「情報通信業」（55.0%）、「製造業」（52.8%）、「医療、福祉」（50.8%）等で5割を超えた。一方、「宿泊業、飲食サービス業」（32.2%）や「卸売業、小売業」（34.5%）、「建設業」（38.1%）、「教育、学習支援業」（38.6%）等はいずれも3割台で低迷している。

取得率が低下した背景について、同省は「規模別は大企業、業種別では特に製造業や卸売業、小売業で下がっている。これらは（他の調査で）時間外労働が増加していることから、昨今の景気動向を受け業務が多忙化しているのではないか」などと見ている。

なお、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業は16.2%となり、そのうち時間単位で取得可能な日数は「5日」としている割合が81.2%を占めた。

65歳以上の定年が16.9%に増加

一方、定年制については、「定めて

いる」企業が92.6%で、うち「一律に定めている」割合が98.1%となった。一律の定年制を定めている企業では、定年年齢を「60歳」としている企業が80.5%を占めたものの、「65歳以上」も6社に1社を超えた（16.9%）。これを前回調査と比較可能な形でみると16.1%になるが、前々回（14.0%）、前回（15.5%）と「徐々に増加しているのが特徴となっている」（同省）。

一律の定年制を定めている企業のうち、「勤務延長制度」か「再雇用制度」を持つ割合は92.9%（「再雇用制度のみ」71.9%、「勤務延長制度のみ」11.0%、「両制度併用」10.0%）だった。そのうち、最高雇用年齢を定めている割合は、勤務延長制度を持つ企業が51.5%、同・再雇用制度が83.8%で、最高雇用年齢を「66歳以上」とする割合は、同順に21.7%、9.2%となった。

月60時間超の時間外割増率を設定している企業は25.7%

一方、時間外労働の割増賃金率については、「定めている」企業（89.5%）のうち、1カ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定めている割合が25.7%で、そのうち割増率を「50%以上」としている割合は53.2%だった。これを、改正労働基準法（平成22年4月施行）で義務づけられた企業だけで見ると、同順に97.1%、42.5%、85.9%。一方、当分の間、引上げが猶予された「中小企業」では、同順に98.5%、22.2%、40.0%となっている。

（調査・解析部）